

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年4月19日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200462号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300002号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和58年8月1日から同年6月16日に訂正し、同年6月及び同年7月の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

昭和58年6月16日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和58年6月16日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年6月16日から同年8月1日まで

日本年金機構から届いた書類を確認したところ、B社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和58年8月1日になっており、昭和58年6月から同年7月にかけて働いていた時の被保険者期間が載っていないことに気づいた。入社した日付ははっきりとは覚えていないが、厚生年金保険料が引かれている給料支払明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者及び同僚から提出された給料支払明細書により、請求者が請求期間においてA社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の給料支払明細書及び日本年金機構の回答により認められる厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬月額及び給料支払明細書により確認できる当該期間の厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和58年6月16日から同年8月1日までの期間について、請求者の請求内容どおりの届出を行ったか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明としているが、請求者に係る厚生年金保険の加入記録における資格取得年月日が雇用保険の記録における

資格取得年月日である同年8月1日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格取得年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。